

高等学校専攻科から大学への編入学について

(第 90 回初等中等教育分科会配布資料 (平成 26 年 8 月 6 日))

高等学校関係 (専攻科から大学への編入学)

1

大学への編入学について

- 従来から大学への編入学が認められた高等専門学校、短期大学に加えて、平成10年の学校教育法改正により、修業年限2年以上で、全課程が1700時間以上等の要件を満たす専修学校専門課程については、大学への編入学が可能となっている。

大学への編入学制度に関する過去の経緯

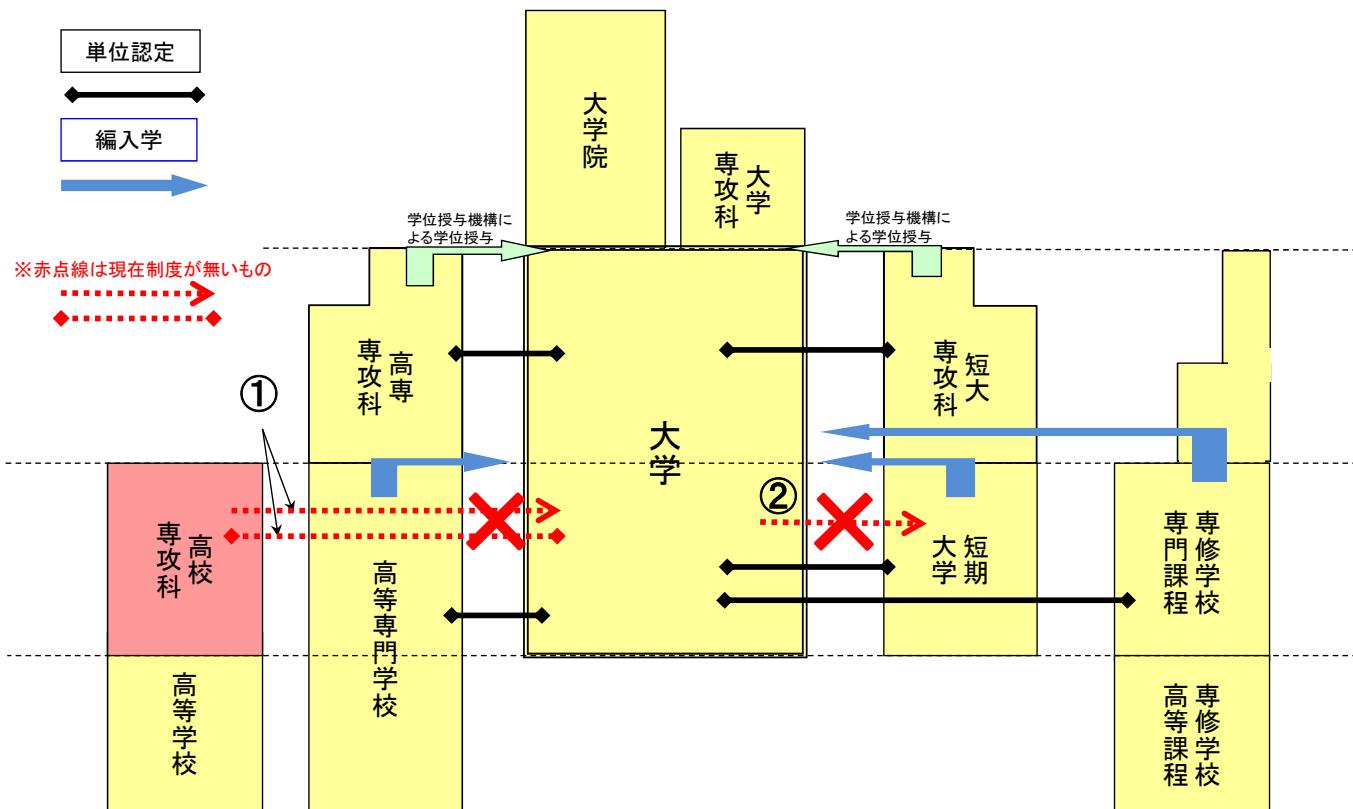
年代	制度改正
昭和36年	高等専門学校制度創設に伴い大学への編入学の制度化（学教法改正）
昭和39年	短期大学の恒久制度化に伴い大学への編入学の制度化（学教法改正）
昭和50年	専修学校制度の創設（学教法改正）
昭和51年	専修学校設置基準制定
平成3年	修業年限2年以上の専修学校専門課程と大学との単位互換の開始
平成10年	修業年限2年以上の専修学校専門課程から大学への編入学の制度化（学教法改正）

専修学校、各種学校の要件

専修学校 (専門課程、 編入学可)	修業年限2年以上 入学資格は高校卒業者 授業時数800時間以上/年 全課程で1700時間以上 生徒数40人以上
専修学校 (専門課程)	修業年限1年以上 入学資格は高校等卒業者 授業時数800時間以上/年 生徒数40人以上
各種学校	修業年限定めなし 入学資格定めなし 授業時数450時間以上/年 生徒数の定めなし

2

大学と各学校種間の単位認定・編入学の現状



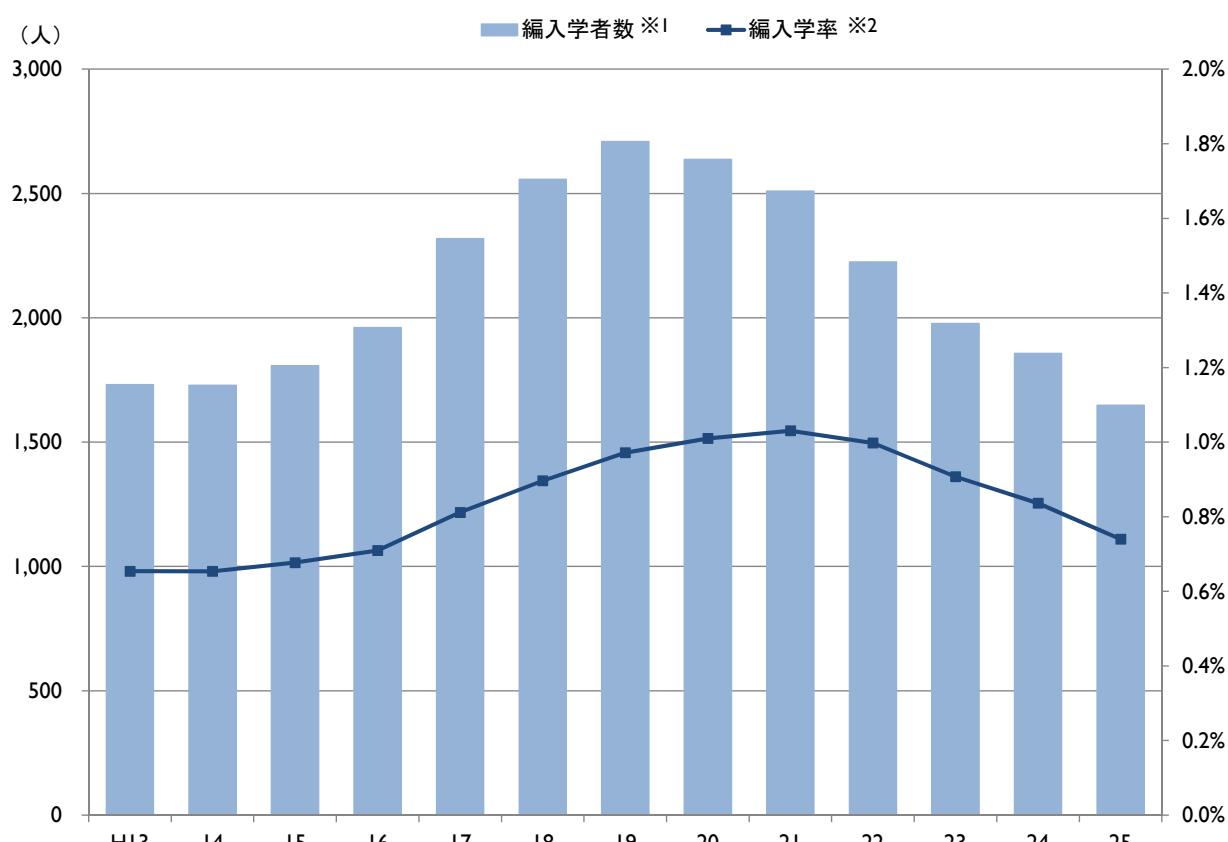
※①高等学校専攻科における学修の単位認定、編入学

②大学から短期大学への編入学

※なお、簡略化のため、上図は教育機関相互における全ての単位認定、編入学の関係を記載しているものではない。

3

専門学校から4年制大学への編入学者数・編入学率の推移



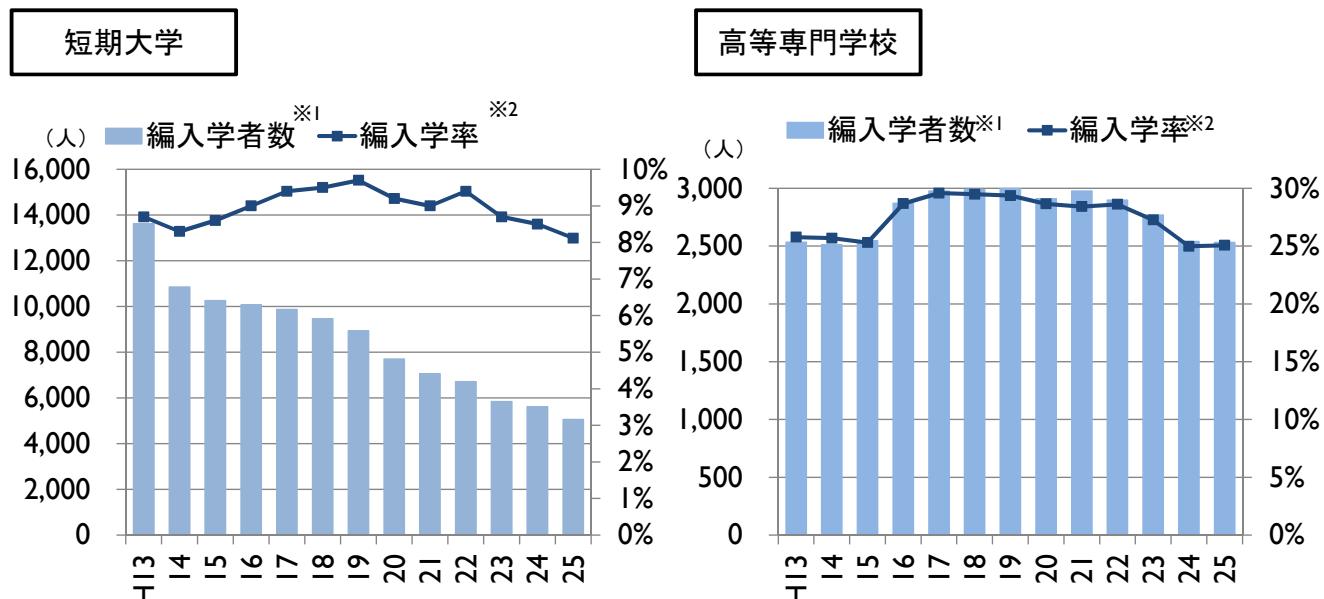
※1 当該年度に4年制大学が受け入れた編入学者数で過年度卒業者を含む。

※2 専門学校卒業者数に占める編入学者数の割合

4

出典:学校基本調査

短期大学、高等専門学校から4年制大学への編入学者数・編入学率の推移



※1 当該年度に4年制大学が受け入れた編入学者数で過年度卒業者を含む。

※2 それぞれ、短期大学又は高等専門学校卒業者数に占める編入学者数の割合

5

出典：学校基本調査

高等学校専攻科の概要①

- (1)目的 精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導すること(学校教育法第58条)
- (2)修業年限 1年以上
- (3)入学資格 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者
- (4)設置基準 専攻科の編制、施設、設備等については、高等学校設置基準によらなければならない。ただし、教育上支障がないと認めるときは、都道府県教育委員会等は、専攻科の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、高等学校設置基準に準じて、別段の定めをすることができる。
- (5)設置数 (平成24年度)

	普通科	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	情報	福祉	合計
当該学科を設置する高校数(A)	3,857	311	550	677	42	285	95	29	102	5,948
専攻科を設置する高校数(B)	3	7	19	1	26	3	76	0	3	138
専攻科の在籍生徒数	125	230	468	19	545	138	6,726	0	82	8,333
設置割合(B/A) (%)	0.1%	2.3%	3.5%	0.1%	61.9%	1.1%	80.0%	0.0%	2.9%	2.3%

※ 通信制課程は除く。

＜専攻科の設置目的＞

各専攻科の主たる設置目的は、「資格取得」、「高度な技術など専門教育の深化」等となっている。

〔主な取得資格の例〕

農業科…家畜人工授精師、造園技能士
工業科…第一種電気工事士、二級建築士、
二級自動車整備士
商業科…簿記検定1級、情報処理技術者試験

水産科…三級海技士、一級小型船舶操縦士
家庭科…調理師
看護科…看護師国家試験受験資格
福祉科…介護福祉士国家試験受験資格 (文部科学省調べ)

<専攻科における教育の例>

○ 看護に関する専攻科

高校(本科)では准看護師の受験資格を得ることができ、専攻科では看護師の受験資格を得ることができる。

専攻科のみの課程と平成14年に創設された5年一貫の看護師課程がある。

- ① 高等学校を卒業した准看護師が看護師資格を目指す
看護師2年課程(専攻科2年間)
- ② 5年一貫看護師課程(本科3年間+専攻科2年間)

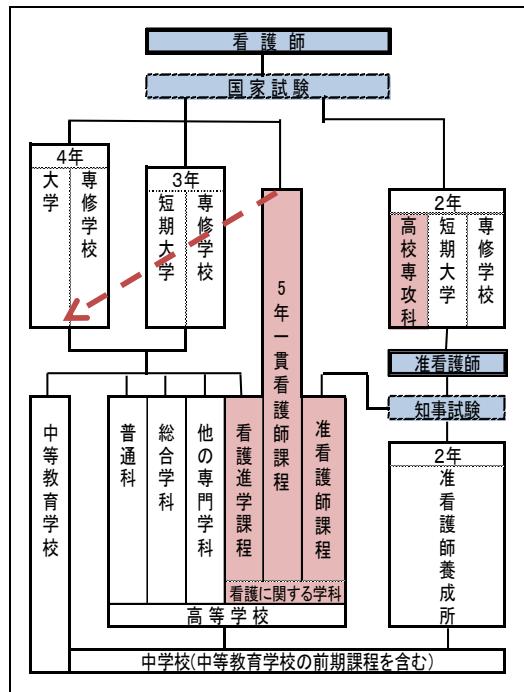
○ 水産に関する専攻科

高校(本科)では5級、4級海技士の資格の取得を目指し、専攻科では3級海技士の資格の取得を目指す。

3級海技士免許取得には、高等学校では専攻科の課程を含め5年以上とされている。(本科3年間+専攻科2年間)

※海技士：船舶職員(航海士、機関士等)となるために必要な資格。
主として、5級、4級海技士の資格は国内航海、3級の資格は国際航海

(参考) 看護師養成教育の概要



※現行制度では、高校3年+専攻科2年の養成課程修了者は、4年制大学の1年生に入学することになる。

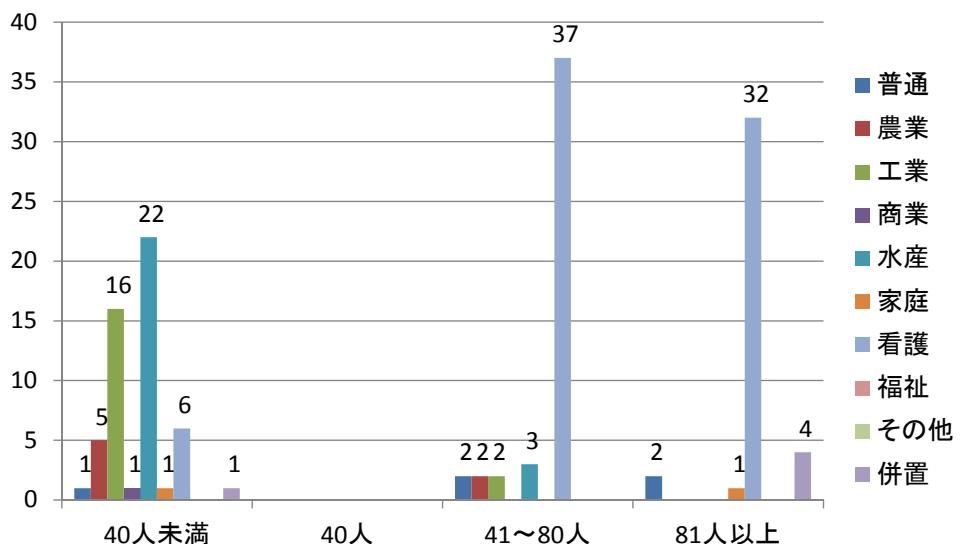
7

高等学校専攻科の概要②

設置者別学校数

区分	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	福祉	その他	併置	計
国立・公立	2	6	9	1	25	1	26	0	0	1	71
私立・株立	3	1	9	0	0	1	49	0	0	4	67
計	5	7	18	1	25	2	75	0	0	5	138

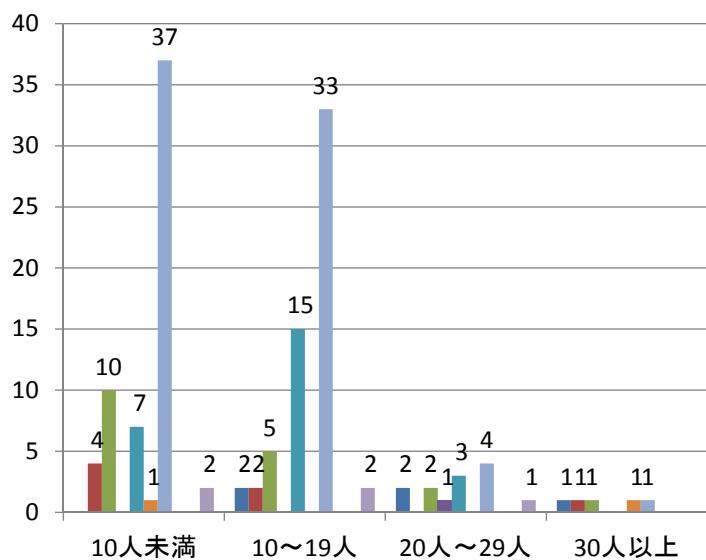
在籍生徒数別学校数



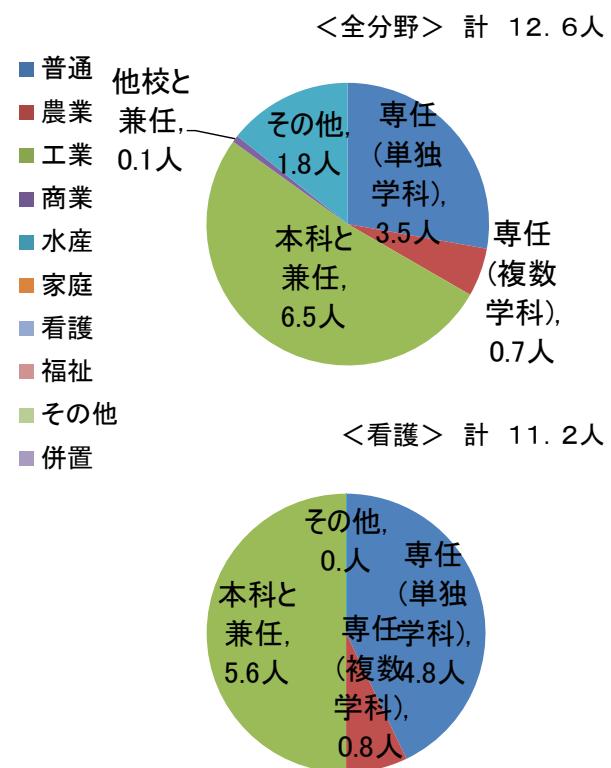
8

高等学校専攻科の概要③

教員規模別学校数



教員規模別学校数



高等学校専攻科の概要④

校舎の共用・専用の別

(単位:校)

区分	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	福祉	その他	併置	計
完全共用	2	2	4		20	1	27			2	58
完全独立			2	1	1			7		2	13
一部共用	3	3	13		6		41			1	67
計	5	7	18	1	26	1	75			5	138

教室・設備の状況

区分	専有	兼用	未設置	校外施設	その他
教室	110	28			
図書室	32	106			
保健室	12	126			
職員室	60	78			
運動場	2	129	3	4	
体育館	1	130	5	2	
実習室等	53	81	3	1	

高等学校専攻科の概要⑤

修業年限の状況											(単位:学科)
区分	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	福祉	その他	計	
1年	2	1			1				2	6	
2年	4	8	24	2	50	2	78	5	4	177	
その他	2									2	
計	8	9	24	2	51	2	78	5	6	185	

※その他は1年又は2年の課程。

総授業時間数の状況												(単位:学科)
区分	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	福祉	その他	計		
1200単位時間未満	2	1	1				1		1		6	
1200～1699単位時間	1	1	2						1	4	9	
1700～2199単位時間	1	3	13	2	13		48	2			82	
2200単位時間以上		3	8		9	1	30	1			52	
計	4	8	24	2	22	2	78	5	4	149		

※総授業時間数(修学年限1年の学科(6学科)、修業年限を限定しない学科(2学科)、及び航海実習を行う学科で当該実習を時間換算していない学科(28学科)を除く。)

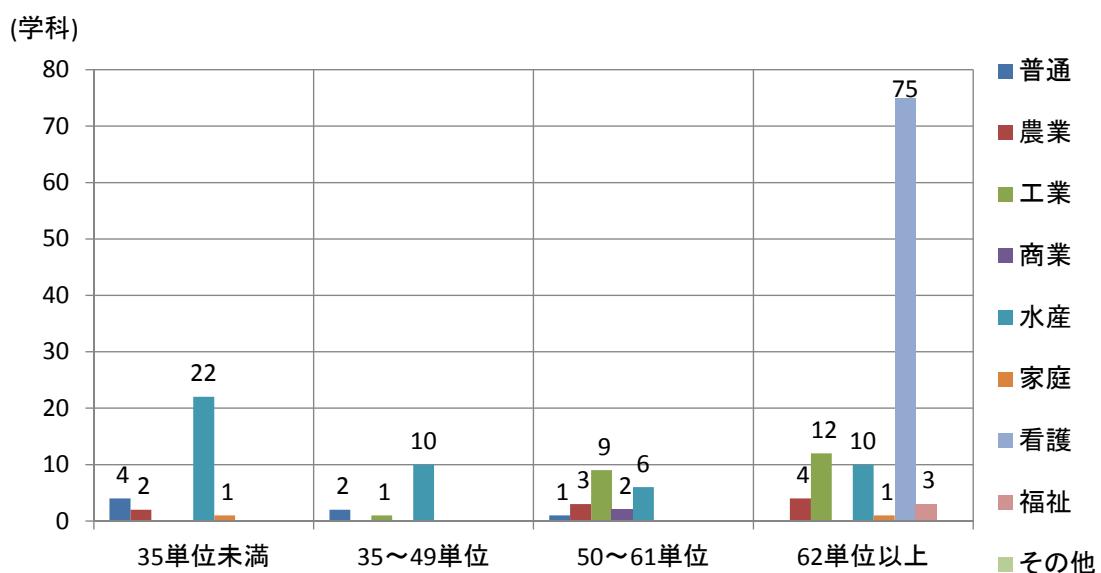
年間授業時間数の状況

区分	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	福祉	その他	計	
600単位時間未満	4	1	1		2	1		1		10	
600～799単位時間	2	1	2		6			1	4	16	
800～1049単位時間		2	5		11		19	2		39	
1050単位時間以上	2	5	16	2	32	1	59	1	2	120	
計	8	9	24	2	51	2	78	5	6	185	

11

高等学校専攻科の概要⑥

修了のために必要な単位数



※単位取得を修了予定としている学科の状況

※水産学科のうち、乗船実習・工場実習を単位換算していない学科(33学科)については、乗船実習等を行わない6～9か月間での単位修得となるため、修得単位数は少なくなっている。

12

高等学校専攻科と専修学校専門課程の比較例

	神奈川県立衛生看護専門学校 医療専門課程第二看護学科 (神奈川県横浜市)	埼玉県立常盤高等学校専攻科 (埼玉県さいたま市)
設置目的	資格取得	資格取得
専攻内容	看護	看護
収容定員	80名	160名
生徒数	66名	155名
教員数	8名(専任7名、兼任1名)	17名(専任17名、兼任0名)
教員資格 (専修学校基準への該当等)	学士学位: 5名 その他: 3名	(専修学校設置基準該当者: 16名) 博士学位: 1名 修士学位: 1名 学士学位: 8名 短大・専門学校等: 7名 (その他: 1名)
修業年限	2年	2年
総授業時数	2190時間	2190時間
教育課程	学校指定規則に準拠	学校指定規則に準拠
修了要件	必要単位の取得	修学: 2年、修得単位: 75単位
修了者の進路	進学(同校助産師学科): 2名 就職者: 19名	専修学校・各種学校進学: 4名 ¹³ 就職者: 72名

保健師助産師看護師学校養成所指定規則における教育内容

大学

教育内容		単位数
基礎分野	科学的思考の基盤	一三
	人間と生活・社会の理解	
専門基礎分野	人体の構造と機能	一五
	疾病の成り立ちと回復の促進	
	健康支援と社会保障制度	六
専門分野I	基礎看護学	一〇
	臨地実習	三
	基礎看護学	三
専門分野II	成人看護学	六
	老年看護学	四
	小児看護学	四
	母性看護学	四
	精神看護学	四
	臨地実習	一六
	成人看護学	六
	老年看護学	四
	小児看護学	二
	母性看護学	二
	精神看護学	二
統合分野	在宅看護論	四
	看護の統合と実践	四
	臨地実習	四
	在宅看護論	二
	看護の統合と実践	二
合計		九七

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。ただし、通信制の課程においては、大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)第五条の規定の例による。(二号以下略)

高校3年+専攻科2年

教育内容		単位数		
		高等学校	専攻科	合計
基礎分野	科学的思考の基盤	六	一〇	一六
	人間と生活・社会の理解			
専門基礎分野	人体の構造と機能	七	八	一五
	疾病の成り立ちと回復の促進			
	健康支援と社会保障制度	二	五	七
専門分野I	基礎看護学	八	三	一一
	臨地実習	五		五
	基礎看護学	五		五
専門分野II	成人看護学	二	四	六
	老年看護学	一	三	四
	小児看護学	一	三	四
	母性看護学	一	三	四
	精神看護学		四	四
	臨地実習	五	一二	一七
	成人看護学	三	四	七
	老年看護学	二	二	四
	小児看護学		二	二
	母性看護学		二	二
	精神看護学		二	二
統合分野	在宅看護論		四	四
	看護の統合と実践		四	四
	臨地実習		四	四
	在宅看護論		二	二
	看護の統合と実践		二	二
合計		三八	六七	一〇五

備考 一 単位の計算方法は、高等学校にあつては大学学習指導要領(平成二十一年文部科学省告示第三十四号)第一章第二款第一項の規定に、専攻科にあつては大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。(二号以下略)

専攻科から上級学校への編入学のニーズ

○ アンケート調査では、半数以上の専攻科で、専攻科から上級学校への編入学ニーズが「大いにある」または「ややある」と回答している。

	大いにある	ややある	あまりない	全くない
回答数	35	66	41	43
構成割合	18.9%	35.7%	22.2%	23.2%

(平成24年文部科学省調べ)

「大いにある」とした回答

○大学でさらに専門性を深めたいと希望する専攻科の学生に対して、編入学の道が開かれるよう要望する。【公立・工業科】

○例年、大学への特待生入学がおり、本校修了生に対する大学からの期待も高い。本校の学習内容を考えると、大学で学習する程度の専門教育は十分行われており、少なくとも3年次以降への編入が適当である。大学側からの期待も高く、専攻科修了生への制度面の取扱いが不備と言える。早期に改善する必要がある。【公立・商業科】

○現在は、大学3年次への編入が認められず、進学希望者は、専攻科修了後の進学は、大学入試試験を受験しなければならず、看護師国家試験時と重なり合って実質は不可能である。従って、上級学校への編入学を強く希望します。【公立・看護科】

○高校教育「看護」の教員免許状を取得したい、養護教諭・保健師を目指したい、先々、専門看護師への道を開きたい、等既に卒業した者からも問い合わせが多い。【公立・看護科】

○現行法の下では、専攻科から大学への編入学については認められていないが、大学への編入学が可能となれば、専攻科で学んだことを生かして、大学で社会福祉士や福祉の教員の資格取得を目指す専攻科の学生が数多く出てくることが予想される。是非、編入学についての法的な整備を進めていただきたい。【公立・福祉科】

○看護大学又は一般大学に編入希望の生徒が毎年6,7割を占める。【私立・看護科】

○およそ卒後10年後位の卒業生から、通信制や定時制の大学への編入要件を看護専攻科卒が満たしているかどうかの問い合わせが近年多くなっている。【私立・看護科】

15

専攻科、編入学関係規定

高校専攻科に関する規定

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第五十八条 高等学校には、専攻科及び別科を置くことができる。
② 高等学校の専攻科は、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

専修学校専門課程に関する規定

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第一百二十四条 第一条に掲げるものの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

- 一 修業年限が一年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

第一百二十五条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

② (略)

③ 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。

④ (略)

第一百三十二条 専修学校の専門課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第九十条第一項に規定する者に限る。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

短期大学、高等専門学校から大学への編入学に関する規定

第一百八条 大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

② 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第八十七条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。

③ 前項の大学は、短期大学と称する。

④～⑥ (略)

⑦ 第二項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に編入学することができる。

⑧ (略)

第一百二十二条 高等専門学校を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

16

専攻科からの編入学にかかる過去の提言①

■中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会 審議まとめ(平成26年6月)<抄>

第2章 高校教育の質の確保・向上に関する課題・基本的考え方

3. 多様な学習ニーズへのきめ細やかな対応・多様化への対応

(1) 各学科・課程等における課題と対応

②専門学科・総合学科における課題と対応

○ 特に、高等学校専攻科については、主に職業に関する資格を取得する場や、高等学校修了者に更に深く教育機会を提供する場として活用されているが、現行制度では、大学において、高等学校の専攻科の学習を単位認定する仕組みはなく、また、専攻科修了者は、大学に編入学することができない。しかしながら、例えば看護などの分野で、高等学校専攻科を修了した後に、看護系大学等へ進学し、保健師や助産師の資格取得を目指す者もいる中で、大学での単位認定や編入学へのニーズが存在しており、その対応が求められている。

第3章 高校教育の質の確保・向上に向けた施策

2. 学校から社会・職業への円滑な移行推進

(2) 実践的な職業教育の充実

○ 加えて、現行制度においては認められていない、高等学校等の専攻科における学修の大学における単位認定制度の創設や、大学への編入学の制度化についても検討を進め、高等教育としての質保証の仕組みを確保した上で所要の制度改正等を行うことが必要である。

■教育再生実行会議第5次提言(平成26年7月)<抄>

1. 子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制を構築する。

(3) 実践的な職業教育を行う高等教育機関を制度化する。また、高等教育機関における編入学等を柔軟化する。

(高等教育機関における編入学等の柔軟化)

○ 高等学校卒業後の進路をより柔軟にするため、大学は、短期大学、専門学校からの編入学や学部間の転学、社会人の学び直し等の機会の拡大を図る。国は、高等学校専攻科修了者について、高等教育としての質保証の仕組みを確保した上で大学への編入学の途を開く。

■教育再生実行会議第4次提言(平成25年10月)<抄>

3. 大学入学者選抜を、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定するものに転換するとともに、高等学校教育と大学教育の連携を強力に進める

(3) 高等学校教育と大学教育の連携強化

○ 高等学校卒業後の進路をより柔軟にするため、短期大学、専門学校から4年制大学への編入学や専門高校等から大学への進学の機会の拡大を図る。国は、高等学校専攻科修了者について、高等教育としての質保証の仕組みを確保した上で大学への編入学の途を開く。

■今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)<抄>

第3章 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の充実方策

5. 専門的な知識・技能の高度化への対応と、高等学校(特に専門学科)・特別支援学校制度の改善の方向性

○ 職業の多様化や科学技術の進歩等を受け、職業人として必要とされる専門的な知識・技能が高度化している分野も見られる。このような分野においては、専門学科の教育内容の充実が重要であり、例えば、地元企業等と連携した実践的な教育や、高等教育機関と連携したより高度な知識・技能を身に付けるための教育等、他の教育機関等と連携した取組が行われている。このような取組については、一定の期間において、教育プログラムや施設の相互利用等連携の効果について検証し、更なる改善を図ることが必要である。また、連携等の取組が行われていない地域においては、専門学科の高度化に関して、どのような潜在的ニーズがあるのか把握することが必要である。

○ さらに、分野によっては、3年間の本科における教育だけでは高度な職業資格が取得できないものがある。例えば看護や水産等の分野においては、職業に必要な資格取得等と関連して、高等学校の専攻科を活用して更に教育の機会を提供したり、3年間の本科の教育課程と接続して5年一貫教育を行ったりするなどの工夫も見られ、このような取組を学校制度上どのように評価するのか検討が必要である。

17

専攻科からの編入学にかかる過去の提言②

(1) 高等学校・特別支援学校高等部の専攻科の在り方と高等教育機関との接続の方向性

○ 流動性の高まった労働市場においては、学びたい者がいつでも職業に必要な能力を身に付けることができるよう、高等学校・特別支援学校高等部を卒業した後も職業教育を継続して受ける機会を提供する場が設けられていることが重要である。このため、学習者のニーズや地域・社会の要請に応じて、大学・短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程(専門学校)、高等学校・特別支援学校高等部の専攻科等多様な場が用意されていることが大切である。

○ このうち、高等学校・特別支援学校高等部の専攻科については、主に職業に関する資格を取得する場として、また、柔軟に教育機会を提供する場として活用されている。今後は、このような役割に加え、地域と連携して、高等学校の普通科の卒業者等に職業教育を実施したり、社会人等により専門性を深めた職業教育を行ったりすることなどにより、地域の人材需要に対応した専門的職業人の育成等を担う教育機関として、その役割・位置付けを明確化するとともに、拡充を図ることが必要である。

○ その際、専攻科は、学校教育法で、修業年限や入学資格等は規定されているが、教育課程や授業時数等の基準が設けられていないため、その水準は多様となっている。今後、役割の明確化と併せて、体系的な教育を行う機会としての位置付けをより明確にするため、具体的な基準等を法令上明確にすべきである。

○ こうした状況の中で、現行制度では、高等教育機関において高等学校・特別支援学校高等部の専攻科の学修を単位として認定することはできず、また、高等学校・特別支援学校高等部の専攻科の修了者について、高等教育機関に編入学することができない点が課題となっている。

○ 高等学校・特別支援学校高等部の専攻科は、前述のとおりその水準が多様であるほか、修了者の進路や編入学に関するニーズも様々である。例えば、看護の分野においては、高等学校の専攻科を修了して看護師の資格を取得した後に看護系大学へ進学し、保健師や助産師の資格取得を目指す等、より体系的で高度な教育を受けることを希望する生徒もあり、専攻科において既に修得した内容を大学で単位認定することや専攻科から高等教育機関へ編入学すること、また、保健師や助産師の資格取得を目指し、高等学校の専攻科の修了後に短期大学の専攻科に進学することなどのニーズが存在する。

○ 高等学校・特別支援学校高等部の専攻科と高等教育機関の円滑な接続を図ることは、専攻科の教育に対する社会的認知を高め、進路選択の幅を広げるだけでなく、地域の振興に寄与するものと考えられる。また、専攻科の学修の成果を適切に評価することも重要であり、高等教育機関において高等学校・特別支援学校高等部の専攻科の学修を単位として認定することについて、上記専攻科の位置付けの明確化と併せて積極的に検討し、早期に実施することが必要である。

○ また、一定の条件を満たした高等学校・特別支援学校高等部の専攻科の修了者が高等教育機関に編入学することについても、専攻科の学修を大学等において単位認定することの状況を見極め、高等教育の国際通用性にも留意しつつ、早期に実施できるよう積極的に検討することが必要である。

○ なお、特別支援学校高等部の専攻科の在り方と高等教育機関との接続に係る検討については、特別支援学校の特性も十分に勘案することが必要である。

■高等学校の看護教育に関する検討会報告書～高等学校の看護教育の充実に向けて～(抜粋)

4. 今後の展望・検討課題

(1) 高等教育機関における学習機会の提供のあり方

○ 高等学校に対する大学の門戸開放に向けた取組

(ii) 高等学校専攻科の学習内容に対する大学による単位の付与等に係る検討

高等学校専攻科における学修については、現在の制度上、大学による単位の付与が認められていない。高等学校専攻科における学修について、大学による単位の付与を認めることや、これを活用した大学における早期卒業が可能であるかどうかについて、専攻科の制度上の位置付けや、学位の国際的通用性も踏まえつつ検討することが必要である。

(iii) 専攻科卒業生の大学編入学や称号の付与に係る検討

専攻科卒業生が大学に編入学することは、現行制度では認められていない。このため、関係者からの要望も踏まえて、高度な知識・技術の習得を求めて、大学等に進学を希望する専攻科卒業生が大学に編入学することが可能であるかについて、専攻科の制度上の位置付けや、学位の国際的通用性も勘案しつつ、検討することが必要である。

18